

パブリックコメントによる意見募集結果と市の考え方について

広報あんじょう平成29年12月1日号及び市公式ウェブサイトなどでご意見を募集した「第5期安城市障害福祉計画（案）・第1期安城市障害児福祉計画（案）」について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられたご意見に対して、市の考え方をまとめましたので、その結果を公表します。

なお、提出されたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しました。

- 1 意見募集期間 平成29年12月11日（月）～平成30年1月9日（火）
- 2 意見提出者 2名
- 3 意見総数 3件
- 4 提出方法 電子メール（2名）
- 5 結果の公表 広報あんじょう、市公式ウェブサイト、市役所障害福祉課、各地区公民館（10か所）、社会福祉会館、各福祉センター（8か所）、アンフォーレ、市民交流センター、スポーツセンター、青少年の家
- 6 提出意見 下表のとおり

番号	意見項目	意見の概要	市の考え方	計画への反映
1	日中活動系サービス P.23（1）生活介護 図表 4-4 ポテトハウス・ぼてと ²	定員「26」ではなく「36」です。	ご指摘の図表につきましては、平成29年10月1日現在の定員を記載しています。	再度、平成29年10月1日現在の定員を確認し、修正します。

2	13 ページ及び 16 ページ 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの 構築についての指摘	国の指針では、協議の場の設置だけでなく、「基盤整備量（利用者数）を明確にし、障害福祉計画等により基盤整備を推し進める。」とあります。そちらについても明記して頂けますでしょうか？	国の活動指標にあります「地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標を明確にした上で、計画的に基盤整備を推し進める。」という部分は、都道府県の成果目標である「精神病床における 1 年以上長期入院患者数」及び「精神病床における早期退院率」に係るものと考えます。 当市が設置予定の「保健、医療、福祉関係者による協議の場」において、基盤整備量も参考として協議をしてまいります。	左記の市の考え方に 基づき、計画の内容は 従前のままとします。
3	80 ページ 精神障害者の用語解説 についての指摘	精神障害者の用語解説には、「～都道府県知事から精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人～」とあります。しかし、障害者総合支援法の対象者は、手帳が無くても精神障害を理由とする障害年金の受給を証明する書類や、医師の診断書などによって、障害があると判断されれば、サービスを受けることが出来ると認識しております。手帳所持者以外でも、障害福祉サービスが利用できることが伝わる文章に訂正して頂きたいです。	ご指摘のとおり、精神障害者保健福祉手帳を取得していない方でも、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証や医師の診断書等により精神障害が確認できる場合、障害福祉サービスの対象となります。	用語解説の「精神障害者」の内容を修正します。また、他の用語につきましても、わかりやすく正確な内容に見直しを行います。